知多南部広域環境センターに係る生活環境影響調査結果についての生活環境の保全上の見地からの意見書

令和　　年　　月　　日

知多南部広域環境組合　管理者　様

住　所（法人等にあっては、事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－

氏　名（法人等にあっては、事務所等の名称及び代表者の氏名）

（ふりがな）

電話番号

次のとおり意見を提出します。

|  |
| --- |
| 施設の名称：知多南部広域環境センター |
| 生活環境の保全上の見地からの意見 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

※意見書の提出要領は裏面をご覧ください。

（意見書の提出要領）

〇意見書の記載方法

　・住所、氏名は必ず記載してください。

　・意見は、生活環境調査に関するものに限ります。（日本語により意見の理由を含め記入

してください。）

　※意見書は任意の様式でも提出できますが、以上の2点の記載がないものは受付できま

せんので、ご注意ください。

〇意見書の提出先

（持参する場合）

　・知多南部広域環境組合

（郵送する場合）

　・知多南部広域環境組合

　　〒４７０－２３９２　知多郡武豊町字長尾山２番地（武豊町役場内）

　※送付の際は、知多南部広域環境組合（電話０５６９－８４－１００７）まで確認の連絡

をお願いいたします。

〇意見書の提出期間

　令和元年５月１４日（火）から令和元年６月２７日（木）まで

　※郵送の場合は、令和元年６月２７日（木）の消印有効

〇意見書を提出できる方

　・半田市、常滑市、碧南市、南知多町、美浜町又は武豊町（以下、「３市３町」という。）

　　のいずれかに居住する方

・３市３町のいずれかで事業を営んでいる方

　・３市３町のいずれかに通勤又は通学する方

〇その他注意事項

　・意見書に記載された個人情報については、生活環境影響調査書の告示、縦覧の手続の目

的のためにのみ使用し、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。

　・提出されたご意見に対しでは、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承くだ

さい。